

奨学金貸与のご案内

令和5年度(2023年度)

大学奨学生(予約)募集要項

当財団では、兵庫県における教育の振興発展に寄与することを目的として、毎年度奨学金の貸与事業を行っております。

令和5年度は、下記要項のとおり奨学生を募集しますので希望者は期限までに申し込んでください。

なお、当財団による選考の結果、ご希望に添いかねる場合がありますのでご了承ください。

記

- 1、(募集定員) 各高校につき1～2名程度
- 2、(受付期限) 令和5年1月31日(火)
- 3、(選考結果通知) 令和5年2月28日(火)
- 4、(募集対象者) 兵庫県内居住者で県内の高等学校第3学年に在学する者。
上記の者であって、学業、人物ともに優秀かつ健康で、学資の支弁が困難と認められる者。
- 5、(貸与の期間) 令和5年4月から、正規の最短修業年限(通常、卒業までの4年間)
- 6、(貸与金額) 月額 30,000円
- 7、(奨学金の利息) 無利息
- 8、(奨学金の返還) 貸与を受けた期間の3倍に相当する期間以内に全額を返還すること。
返還方法は口座振替による返還。貸与終了の翌月から起算して半年後に引落としを開始します。
- 9、(申込手続き)
希望者は下記の書類を添えて在学高等学校を經由して申し込んでください。
 - ① 奨学生願書(奨第1号様式)
 - ② 高等学校長の推薦書(奨第2号様式)
 - ③ 本人自筆の履歴書・身上書(奨第3号様式)
 - ④ 高等学校の学業成績証明書(内申書でも可)
 - ⑤ 保護者(学資支弁者)の所得証明書

10、(提出書類)

当財団の選考の結果、奨学生に採用決定された後に下記の書類を提出してください。
3月末までに提出がなければ無効とします。(①③の用紙は採用決定通知書に同封)

- ① 誓約書 (当財団所定の様式)
- ② 大学の合格証明書(写し)または在学証明書
- ③ 奨学金を受け取るための銀行口座届出書 (当財団所定の様式)
- ④ 保証人の印鑑証明書 (市役所発行のもの)

11、(奨学金の振込)

奨学金は、令和5年4月分から手続き完了月までの合計金額を届出された口座に振込みます。それ以降は毎月一定日(金融機関休業日を除き原則15日)に振込みます。

12、(在学中の報告)

奨学生は在学中、毎年下記の書類を提出してください。

- ① 学業成績表の写し
- ② 生活状況報告書 (当財団所定の様式)

また、在学中以下の場合は必ず財団に連絡してください。

- ・退学、停学、留年、その他処分を受けたとき
- ・休学、転学、留学するとき
- ・奨学金の貸与を辞退、取消するとき
- ・奨学生または保証人の氏名、住所、連絡先などが変わったとき
- ・保証人を変更するとき

13、(学業終了時の提出書類)

学業終了時に下記の書類を提出してください。

- ① 奨学金借用証書 (当財団所定の様式)
- ② 預金口座振替届出書 (同上)

補足説明

- 1、当財団では毎年兵庫県内の高等学校に対して、各校 1、2 名の枠で奨学金貸与希望者を募集しています。応募者のうちから当財団の選考委員会において採用者を選考します。
- 2、学業成績で評定平均値 3 以上の方の応募者が大多数です。ただし、本人の勉学意欲や経済状況等を重視して選考しています。
- 3、健康面については卒業まで学業に耐え得る程度とし、特に診断書等の提出は必要ありません。
- 4、収入証明書は市の課税証明書を提出してください。
- 5、返還の期間は貸与を受けた期間の 3 倍に相当する期間以内に全額返還していただくことになっています。例えば大学 4 年間の場合、返還開始後、最長 12 年以内に返還を完了するようお願いいたします。
- 6、疾病や上級学校（大学院等）進学等の事由により返還困難な場合、審査の上、返還猶予を認めます。
- 7、他の貸与型奨学金と併用することは差し支えありませんが、将来返還に苦勞することのないよう慎重に考えてください。
- 8、この奨学金は貸与されるものであり、返還された資金は後輩のための奨学金の原資となることをご理解のうえ、必ず返還する意志のある方がご応募ください。

当財団ホームページ <http://www.ootani.or.jp/>